

愛媛県報

発行 愛媛 媛県

第2337号

平成24年 1 月27日金曜日 第2337号

♦ 目	欠	\Diamond
規	Į.	
愛媛県手数料条例の規定による手数料の	金額	[等を定める規則の一部
を改正する規則		32
告	⊼	
特約業者の指定の取消し		33
救急病院の協力申出		33
特定計量器の定期検査の実施		33
地籍調査の成果の認証		34
解除予定保安林にする旨の通知		35
都市計画事業の認可(2件)		35
建設業者の許可の取消し		35
道路の区域変更(県道西条久万線)		35
道路の区域変更(県道桜井山路線)		36
開発行為に関する工事の完了		36
市営土地改良事業の施行の同意		36
公	5	
特定非営利活動法人の設立の認証の申請	の公	公告36

	監 査 公 表					
	財政援助団体等監査結果の公表(3件)	.36				
	随時監査結果の公表	.38				
	選挙管理委員会告示					
	不在者投票のできる施設の指定の一部改正	.39				
公営企業公告						
	感染性廃棄物処分業務の委託	.39				
	重油の購入	.40				
	正誤					
	平成22年7月6日付け第2181号愛媛県公安委員会規則第7号(愛媛					
	県暴力団排除条例施行規則)中	.41				

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

規則

○愛媛県規則第2号

愛媛県手数料条例の規定による手数料の金額等を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。 平成24年1月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

前

愛媛県手数料条例の規定による手数料の金額等を定める規則の一部を改正する規則

愛媛県手数料条例の規定による手数料の金額等を定める規則(平成12年愛媛県規則第6号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

(規則で定める手数料の金額)

改

第1条 省略

2~5 省略

6 条例別表 6 の表32の項の右欄の規則で定める金額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

īF

後

- (1) 省略
- (2) 前号に掲げる実技試験以外の実技試験(次号に該当するものを除く。) 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額ア 園芸装飾、造園、さく井、金属溶解、鋳造、鍛造、金属熱処理、粉末冶金、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、溶射、金属ばね製造、ロープ加工、仕上げ_、切削工具研削____、ダイカスト、機械保全、電子回路接続、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、産業車両整備、鉄道車両製造・整備、時計修理、光学機

改 正

(規則で定める手数料の金額)

第1条 省略

2~5 省略

- 6 条例別表 6 の表32の項の右欄の規則で定める金額は、次の各号 に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額とする。
 - (1) 省略
- (2) 前号に掲げる実技試験以外の実技試験(次号に該当するものを除く。) 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 園芸装飾、造園、さく井、金属溶解、鋳造、鍛造、金属熱処理、粉末冶金、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム 陽極酸化処理、溶射、金属ばね製造、ロープ加工、仕上げ、金属研磨仕上げ、切削工具研削、製材のこ目立て、ダイカスト、機械保全、電子回路接続、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、産業車両整備、鉄道車両製造・整備、時計修理、光学機

器製造、複写機組立て、内燃機関組立て、空気圧装置組立 て、油圧装置調整、縫製機械整備、建設機械整備、農業機械 整備、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、紳士 服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、木工機械整 備、機械木工、木型製作、家具製作、建具製作_____ 器・段ボール箱製造、製版、印刷、製本、プラスチック成 形、強化プラスチック成形 _、陶磁器製造、 石材施工、パン製造、菓子製造、製麺、ハム・ソーセージ・ ベーコン製造、水産練り製品製造、みそ製造、酒造、建築大 工、枠組壁建築、かわらぶき、とび、左官 炉、ブロック建築、エーエルシーパネル施工 、タイル張り、畳製作、配管、厨房設備 施工、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施 工、樹脂接着剤注入施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、カ - テンウオール施工、サッシ施工、自動ドア施工、バルコニ 施工、ガラス施工、ウエルポイント施工、化学分析、金属 材料試験、貴金属装身具製作、印章彫刻、表装、塗装、路面 標示施工、塗料調色、広告美術仕上げ、義肢・装具製作、舞 台機構調整、工業包装、写真、産業洗浄、商品装飾展示又は フラワー装飾の実技試験 16,500円

イ 省略

- ウ 和裁、テクニカルイラストレーション____、機械・プラント製図又は電気製図の実技試験 12,100円
- (3) 省略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第107号

地方税法(昭和25年法律第226号)第144条の9第3項の規定に基づき、次のとおり特約業者の指定を取り消した。

平成24年 1 月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

氏名又は名称及び 代表者の氏名	主 た る 事 務 所 又 は 事 業 所 の 所 在 地	取 消年月日
有限会社高橋石油店	四国中央市上分町495 - 1	平成23年 11月30日

○愛媛県告示第108号

次の病院は、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号) 第1条第1項の規定による救急病院である。

平成24年1月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

名	称	所	在	地	開設者名	認 定 の 有効期限
渡辺病院		松山市3	空港通77	「目13番	医療法人ミネル ワ会	平成27年 1月3日 まで

○愛媛県告示第109号

計量法(平成4年法律第51号)第19条第1項の規定により、西宇

器製造、複写機組立て、内燃機関組立て、空気圧装置組立 て、油圧装置調整、縫製機械整備、建設機械整備、農業機械 整備、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、紳士 服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、木工機械整 備、機械木工、木型製作、家具製作、建具製作<u>、竹工芸</u>、紙 器・段ボール箱製造、製版、印刷、製本、プラスチック成 形、強化プラスチック成形、ガラス製品製造、陶磁器製造、 石材施工、パン製造、菓子製造、製麺、ハム・ソーセージ・ ベーコン製造、水産練り製品製造、みそ製造、酒造、建築大 工、枠組壁建築、かわらぶき、とび、左官、れんが積み、築 炉、ブロック建築、エーエルシーパネル施工、コンクリート 積みブロック施工、タイル張り、畳製作、配管、厨房設備 施工、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施 工、樹脂接着剤注入施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、カ ーテンウオール施工、サッシ施工、自動ドア施工、バルコニ 施工、ガラス施工、ウエルポイント施工、化学分析、金属 材料試験、貴金属装身具製作、印章彫刻、表装、塗装、路面 標示施工、塗料調色、広告美術仕上げ、義肢・装具製作、舞 台機構調整、工業包装、写真、産業洗浄、商品装飾展示又は フラワー装飾の実技試験 16,500円

イ 省略

- ウ 和裁、テクニカルイラストレーション<u>、建築図面製作</u>、機械・プラント製図又は電気製図の実技試験 12,100円
- (3) 省略

和郡伊方町、八幡浜市、宇和島市、北宇和郡松野町、北宇和郡鬼北町、南宇和郡愛南町、西予市、喜多郡内子町及び大洲市の特定計量器の定期検査を次のように実施する。ただし、特定計量器検定検査規則(平成5年通商産業省令第70号)第39条第1項各号に規定する特定計量器の検査は、平成24年4月2日から12月28日までの間において実施する。

平成24年 1 月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

村	美	查	日	時	検:	查	場	所	杉 区	全	重 或	対象となる 特定計量器
	戊24年 月4日			から まで	三崎公	民館	涫		伊	方	町	非自動はかり(計量法施行
"	5日	午前 午後	11時 3時	から まで	瀬戸町	民七	セン	ター				令第5条第1 号又は第2号 に掲げるもの
"	6日	午前 午前	10時30分 11時30分	からまで	伊方町 町見出							及び同政令附 則別表第2に 掲げるものを
"	6日	午後 午後	1時 3時	から まで	伊方町	中纪	央公	民館				除く。) 分銅 定量おもり
"	10日	午前 午後	10時30分 3 時	からまで	八幡浜 保内庁		殳所	†	八巾	番 浜	市	定量増おもり
"	11日	午前 午前	10時30分 11時30分	からまで	J A西川上共							
"	11日	午後 午後	1時 3時	から まで	J A 西 真穴共							
"	12日	午前 午前	10時30分 11時30分	からまで	千丈地	2区2	月公	:館				
"	12日	午後 午後	1時 3時	から まで	神山地	2区2	月公	:館				
"	13日	午前 午前	10時30分 11時30分	からまで	八幡浜 日土出	市行	殳所 听	•				
"	13日	午後 午後	1時 3時	から まで	八幡浜 総合福 ター	市	文化	セン				

			'	<u>-</u>	4 +	1月27日			
"	16日	午前午後	j10時 3 時	i30分	からまで	八幡浜市役所 八幡浜庁舎			
"				30分		八幡浜市役所			
5月				30分		空和自士必能	宇和	島	市
"	8 日	午前午前	j10時 j12時	30分 i	からまで	JAえひめ南 玉津支所			
"	8 日	午後午後	1時	30分 i	から まで	J A えひめ南 奥南支所			
"	9日	午前午後	j10時 3 時	30分	からまで	吉田公民館			
"	10日	午前午前	j10時 j11時	30分 30分	からまで	津島町商工会			
"	10日	午後 午後	1時	j j	から まで	岩松公民館			
"	11日	午前 午前	j10時 j11時	j j	から まで	御槇公民館			
"	11日	午後 午後	1時2日	i 30分	から まで	下灘公民館			
"	14日	午前 午後	j10時 3 時	30分 i	からまで	市立勤労青少年ホーム			
"	15日	午前 午後	j10時 3 時	30分 i	から まで	市立図書館			
"		午前	j11時 j12時	Ē	から まで	J A えひめ南 下波支所			
"	16日	午後	2時3時	i 30分	から まで	宇和島市役所 宇和海支所			
"	17日	午前 午前	j10時 j11時	i	から まで	定期船待合所 (日振島ポケット パーク)			
"	17日	午後午後	1時2日	ř	から まで	JAえひめ南 宇和海第二支所			
"	17日	午後午後	2時3時	30分 30分	からまで	J A えひめ南 嘉島出張所			
"	18日	午前午前	j10時 j11時	j j	からまで	JAえひめ南 九島支所			
"	18日	午後 午後	2時3日	i 30分	から まで	J A えひめ南 来村支所			
"	21日	午前 午後	j10時 3 時	30分 i	から まで	宇和島市役所			
"	22日	午後午後	1時4時	i	から まで	宇和島市役所			
6月	4日	午前 午後	j11時 3 時	i	から まで	松野町 山村開発町民セン 木 ター	公 里	纾	町
"		/- ≟	-11N		からまで	由北町沿埠	包	lt	町
"			j11時 3 時		からまで	中央公民館			
"			j11時 2 時		からまで	中央公民館			
"			j11時 3 時		から まで	愛南町役場 内海支所	受厚	有	町
"			- 4 0 11 +		から まで	福浦公民館			
"			1 1 3 時		から まで	西海町民会館			
"	13日	午前午前	j 9 時 j11時	30分 30分	からまで	愛南漁業協同組合 深浦本所			
"		午後	1時3日	Ī	から まで	愛南町役場 一本松支所			
"	14日	午前午後	9時3時	30分 i	から まで	城辺社会福祉会館			
"	15日	午前午後	〕9時 2時	30分	からまで	御荘文化センター			
9 F.	3 日	午前午後	11時	Ť	からまで	西予市明浜町民会館	5 -	予	市
"		午後	j11時 3 時		からまで	西予市狩江公民館			
"	5日		j11時 3 時		からまで	西予市 俵津支所			
"	6 ⊟	午前	j11時	30分 30分	まで	三瓶農村研修センター			
"	6日	午後午後	1時	i30分	から まで	西予市三瓶北公民館			

"	7日午前	前10時30分 後 3 時	から まで	西予市 三瓶支所			
"	10日午前	前11時 前12時	から まで	西予市 惣川支所			
"	11日午前 午前	前10時30分 後 3 時	から まで	西予市野村公会堂			
"	12日午前 午往	前10時30分 後 2 時30分	から まで	西予市 総合センターしろ かわ			
"	13日午前 午前	前10時30分 後 3 時	から まで	西予市役所			
"	14日午前 午往	前10時30分 後 2 時	から まで	西予市役所			
10月	1日午前	前10時 前11時30分	から まで	JAえひめ中央 田渡経済センター	内	子	町
"	1日午往 1日午往		から まで	JA愛媛たいき 大瀬支所			
"	2日午前午	前10時 後 2 時	から まで	内子町小田林業セ ンター			
"	3日午前	前10時 前11時30分	から まで	J A えひめ中央 参川経済センター			
"	3日午往	发1時 发3時	から まで	内子町役場 内子分庁舎			
"	4 日午前 4 日午前	前10時 後 3 時	から まで	内子町役場 内子分庁舎			
"	5 日午前 5 日午前	前10時 後 3 時	から まで	内子町役場			
"	9日午前	前10時 前11時30分	から まで	櫛生連絡所	大	洲	市
"	9 日午往 9 日午往	发1時 发3時	から まで	白滝連絡所			
"	10日午前 午前	前10時 後 3 時	から まで	大洲市役所 長浜支所			
"	11日午前 11日午前	前10時 前11時30分	から まで	八多喜連絡所			
"	11日午往		から まで	上須戒連絡所			
"	12日午前 午前	前10時 前12時	から まで	菅田連絡所			
"	12日午往	发 1 時30分 发 3 時30分	からまで	新谷連絡所			
"	15日午前 午前	前11時 後2時	から まで	河辺基幹集落セン ター			
"	16日午前 午前	前10時30分 後 3 時	から まで	大洲市役所 肱川支所			
"	17日午前 午往	前10時 後 3 時	から まで	大洲市民会館			
"	18日午前 午前	前10時 後 3 時	から まで	大洲市総合福祉セ ンター			

○愛媛県告示第110号

次の地籍調査の結果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第 19条第2項の規定に基づき国土調査の成果として認証したから、同 条第4項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成24年 1 月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 地籍調査の実施者、地域、調査期間及び成果の名称

実施者	地域	調査期間	成果の名称
松山市	土居田町地区	平成21年度から 平成23年度まで	松山市の 地籍図及び地籍簿
松山市	針田町地区	平成21年度から 平成23年度まで	松山市の 地籍図及び地籍簿

2 認証年月日

平成24年 1 月27日

○愛媛県告示第111号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成24年1月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 解除予定保安林の所在場所

上浮穴郡久万高原町東明神乙757の43から乙757の46まで

2 保安林として指定された目的 水源のかん養

3 解除の理由 指定理由の消滅

○愛媛県告示第112号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条第1項の規定に基づき、次のように都市計画事業を認可した。

平成24年1月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 施行者の名称 新居浜市

2 都市計画事業の種類及び名称 新居浜都市計画道路事業8・7・1 中央環状線

3 事業施行期間

平成24年1月27日から 平成27年3月31日まで

4 事業地

- (1) 収用の部分
 - 愛媛県新居浜市坂井町二丁目及び坂井町三丁目地内
- (2) 使用の部分 愛媛県新居浜市坂井町二丁目地内

○愛媛県告示第113号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条第1項の規定に基づ

き、次のように都市計画事業を認可した。

平成24年 1 月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 施行者の名称 新居浜市

2 都市計画事業の種類及び名称 新居浜都市計画駐車場事業

- 2 新居浜駅前自転車駐車場
- 3 事業施行期間 平成24年 1 月27日から 平成25年 3 月31日まで
- 4 事業地
- (1) 収用の部分 愛媛県新居浜市坂井町二丁目地内
- (2) 使用の部分 なし

○愛媛県告示第114号

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。 平成24年1月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

許可番号	許 可 年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取 消年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因 となった事実
(特 - 19)第11794号	平成20年 1月29日	脇建設(株)	脇 由佳	四国中央市金田町半田丙 72 - 2	平成23年 12月 6 日	土木工事業、建築工事業 とび・土工工事業 鋼構造物工事業 間接工事業 水道施設工事業 水道施設工事業	建設業の廃止
(般 - 23)第264号	平成23年 10月 6 日	高 橋土建 ㈱	髙橋 宏幸	西条市下島山甲567	平成23年 12月15日	建築工事業、管工事業造園工事業	建設業の廃止 (一部)
(般 - 22)第14813号	平成23年 2月8日	(有) 平和産業	佐野 辰子	西条市北条476	平成23年 12月15日	管工事業	建設業の廃止 (一部)
(般 - 18)第14903号	平成18年 12月17日	(株山崎組	山崎 卓也	今治市宮窪町宮窪5754 - 4	平成23年 12月16日	土木工事業 とび・土工工事業 石工事業、鋼構造物工事業 しゅんせつ工事業 水道施設工事業	建設業の廃止

○愛媛県告示第115号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年1月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区	間	旧・新 別	敷 地 の幅 員	延長	備考
	西条久万線	西条市大保木字樫原3号90番1から		旧	メートル 19 5~23 2	キロメートル 0.044	
朱	四赤人刀綵	同字 3 号86番まで		新	36 .6 ~ 45 .2	0 .044	

○愛媛県告示第116号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。 その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成24年1月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の	の種類	路線名	区	間	旧・新別	敷地の幅員	延長	備考
IE I	送	+ツ ++ .1 . 129 4白	今治市桜井 3 丁目甲65番地10地先から		旧	メートル 7 0~19 0	キロメートル 0 .400	
- 宗	県 道 桜井山路線 同市桜井 3 丁目甲23番地 1 地先まで			新	10 5~20 D	0 .400		

○愛媛県告示第117号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。 平成24年1月27日

愛媛県中予地方局長 岡 本 靖

検 査 済 証 の 番 号 及 び 交 付 年 月 日	工 事 を 完 了 し た 開 発 区 域 又 は 工 区 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
23中局建(開)第53号 平成24年1月18日	伊予市八倉字七反畑809番 1	松山市井門町373番地 1 株式会社上浮穴産業

○愛媛県告示第118号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための 関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第105号)附則第33条 の規定によりなお従前の例によることとされる同法第59条の規定に よる改正前の土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第1 項の規定により、西予市長から協議のあった市営土地改良事業(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金(農業用用排水施設整備事業)・農友地区)の施行に平成24年1月17日同意した。

平成24年 1 月27日

愛媛県南予地方局長 山 本 龍 典

〇公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年1月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成23年 1 月16日	特定非営利活動法人 レインボードリームはびまむ	川崎暁子	松山市南斎院町1226番地 9	この法人は、子育て中の母親層に対して、開催、子供とともに楽しめるレッスンやイベンスの開催、日報の特技を通して、所能、日報の特技を通して、「母親工ミュニティ」の開催営事業を通して、「母親主体で会との法を事業は、「中報、日本の母親ないの母親なのといるといると、「日本の母親なの知道を解して、「中報、日本の母親ないの母親ないの母親に寄与するとともに、「日本の母親ないの母親ないの母進に寄与することを目的とする。

監查公表

○公表第1号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項の規定により、 監査の結果を次のとおり公表する。

平成24年1月27日

 愛媛県監査委員
 和 氣 政 次

 同
 本 宮 勇

 同
 赤 松 泰 伸

同 岸 新

監査対象機関	監 査 年 月 日
学校法人 育英学園	平成23年11月28日
学校法人 松山学園	"
学校法人 みどり幼稚園	II .
学校法人 卯之町幼稚園	II .
社会福祉法人 はぴねす福祉会	<i>II</i>

社会福祉法人 鶴寿会 "
社会福祉法人 愛美会 "
社会福祉法人 伊方社会福祉協会 "
有限会社 フジマート "
道後プリンスホテル株式会社 "
宇和島地区広域事務組合近永乳児院 "
有限会社 ベネット "
合名会社 松井新商店 "
有限会社 たかぎ ″
えひめ林業担い手建設事業協同組合 "
社団法人 愛媛県建設業協会西予支部 "
新居浜市阿島土地改良区 "
西条市禎瑞上部土地改良区 "
宗教法人 岩屋寺 "
上 島 町 "
松 前 町 "
愛媛県森林組合連合会 平成23年12月19日

(監査の結果)

平成22年度において実施された上記団体に対する次の補助金に係る出納その他の事務について、それぞれ監査を実施したところ、おおむね良好であったが、一部の団体において次の事項が認められた。

補助対象とならない入所者へのサービスに係る経費及び職員の慰労的 宴会経費が補助対象経費に計上されていたため、補助金の過大(149,000 円)な交付を受けていた。 (社会福祉法人 伊方社会福祉協会)

補助対象とならない研修中の飲食経費が補助対象経費に計上されていたため、補助金の過大(163,429円)な交付を受けていた。

(社団法人 愛媛県建設業協会西予支部)

事業主体	補助金の 名 称	補助対象事業	補助対象事業費	補助金額
学校法人育 英学園	平成22年度 愛媛県私立 学校運営費 補助金	育英幼稚園の運 営費	56 , 678 ,301円	41, 892,000円
学校法人 松 山 学 園	"	松山幼稚園の運 営費	95 , 916 <i>6</i> 83円	41 , 967 ,000円
学校法人 みどり幼稚園	"	みどり幼稚園の 運営費	84, 259 514円	48, 222,000円
学校法人 卯之町幼稚園	"	卯之町幼稚園の 運営費	31 , 970 ,143円	10, 906,000円
社会福祉法人はぴねす福祉会	平成22年度 愛媛県軽費 老人ホーム 事務費補助 金	ファミリア (ケ アハウス) の運 営費	31 , 912 <i>4</i> 37円	15 , 616 ,000円
n n	"	プラチナガーデ ン(ケアハウス) の運営費	75 , 136 ,263円	24, 504,000円
社会福祉法人 鶴 寿 会	"	ケアハウスひま わり苑の運営費	53 , 604 ,128円	8, 604,000円
社会福祉法人 愛 美 会	"	虹の里(ケアハ ウス)の運営費	55 , 487 ,000円	16 , 727 ,000円
社会福祉法人 伊方社会福祉協 会	"	ケアハウスつわ ぶき荘の運営費	37, 651 ,302円	17 , 789 ,000円
有限会社 フ ジ マ ー ト	平成22年度 愛媛県民間 施設省エネ	空調設備等の施 設整備費	15 , 000 ,000円	5 , 000 ,000円

	・グリーン 化推進事業 費補助金			
道後プリンスホ テル株式会社	"	11	19 , 300 ,000円	6 , 433 ,000円
宇和島地区広域 事務組合近永乳 児院	平成22年度 子育て支援 緊急対策事 業費補助金	施設内遊具等の 施設整備費	6 , 937 ,540円	6 , 936 ,000円
有限会社 ベ ネ ッ ト	"	施設内改装等の 施設整備費	4, 049,788円	4 , 049 ,000円
合名会社 松 井 新 商 店	平成22年度 愛媛県障害 者職場実整備 設備等整備 事業費補助 金	障害者の職場実 習のための施設 整備費	4, 690,000円	4,690,000円
有限会社 た か ぎ	"	11	5, 691,000円	5 , 000 ,000円
えひめ林業担い 手建設事業協同 組合	平成22年度 愛媛県建設 業複業化推 進事業費補 助金	建設業の複業化 推進に係る経費	6 , 632 ,667円	5,000,000円
社団法人 愛媛県建設業協 会西予支部	"	n.	5 , 004 ,005円	5 , 000 ,000円
新居浜市阿島土 地改良区	平成22年度 愛媛県単独 土地改良事 業補助金	農道改良等の土 地改良事業	18, 622,000円	9 , 311 ,000円
西条市禎瑞上部 土地改良区	"	かんがい排水等 の土地改良事業	18 , 546 ,000円	7, 418 <i>,</i> 400円
宗教法人 岩 屋 寺	平成22年度 重要文化財 等保存修理 費補助金	自動火災報知設 備等の施設整備 費	53, 935,640円	5 , 393 ,000円
上 島 町	平成22年度 新ふるさと づくり総合 支援事業費 補助金	地域づくり推進 事業	10 , 122 <i>8</i> 80円	4,899,000円
松前町	"	11	7, 769,941円	3, 880,000円
愛媛県森林組合 連合会	平成22年度 原木乾しい たけ等生産 拡大支援事 業費補助金	原木生産拡大支 援事業	28 , 771 ,310円	28 , 356 ,000円

○公表第2号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項の規定により、 監査の結果を次のとおり公表する。

- 111. - 1. 111 - 111. - 111 - 111. - 111 - 111. -

平成24年 1 月27日

 愛媛県監査委員
 和 氣 政 次

 同
 本 宮 勇

 同
 赤 松 泰 伸

 同
 岸 新

監査対	監査年月日	
団 体 名	基本金等	监旦千万口
愛媛県住宅供給公社	設立 昭和40年11月15日 基本金金額 10,000,000円 県出捐額 10,000,000円	平成23年11月28日

公立大学法人 愛媛県立医療技術 大学	設立 平成22年4月1日 資本金額 1,285,010,000円 県出資額 1,285,010,000円	平成23年12月19日
財団法人松山観光コンベンション協会	設立 平成3年1月10日 基本金額 521,000,000円 県出捐額 150,000,000円	п
財団法人 えひめ海づくり基 金	設立 昭和61年12月12日 (平成23年4月1 日付けで財団法人 愛媛県水産振興基 金と合併し、同日 付けで名称変更。) 基本金額 2 567 600 000円 県出捐額 785 000 000円	n.
愛媛県土地開発公社	設立 昭和48年6月1日 基本金額 30,000,000円 県出捐額 30,000,000円	"
財団法人 愛媛県廃棄物処理 センター	設立 平成5年9月1日 基本金額 10,000,000円 県出捐額 2,500,000円	平成23年12月20日
財団法人 えひめ産業振興財 団	設立 昭和61年11月1日 基本金額 2 519 557 ,000円 県出捐額 950 ,000 ,000円	"
財団法人 えひめ農林漁業担 い手育成公社	設立 昭和46年9月8日 基本金額 15,000,000円 県出捐額 10,650,000円	n
公益財団法人 愛媛県暴力追放推 進センター	設立 平成4年4月24日 (平成22年12月1 日付けで公益財団 法人に移行。) 基本金額 600,000,000円 県出捐額 300,000,000円	"
(監査の結果)		

(監査の結果)

平成22年度事業に係る出納その他の事務について、それぞれ監査を実施したところ、おおむね良好と認められた。

○公表第3号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項の規定により、 監査の結果を次のとおり公表する。

平成24年 1 月27日

發果監査委員	和	氣	政	次
同	本	宮		勇
同	赤	松	泰	伸
同	崖			新

監査対象機関	監 査 年 月 日
社会福祉法人 愛媛県社会福祉協議会	平成23年12月19日
特定非営利活動法人 ラ・ファミリエ	ıı .
愛媛県森林組合連合会	ıı .
愛媛県営住宅管理グループ	ıı .
財団法人 えひめ産業振興財団	平成23年12月20日
愛媛県物産観光センター管理コンソー シアム	n.

(監査の結果)

平成22年度において実施された公の施設の指定管理者に係る出納その他の事務について、それぞれ監査を実施したところ、おおむね良好と認められた。

公 の 施 設 の 管 理 委 託 団 体	公の施設の名称	委 託 金 額
社会福祉法人 愛媛 県社会福祉協議会	愛媛県総合社会福祉会館	56 269 000円
特定非営利活動法人 ラ ・ フ ァ ミ リ エ	ファミリーハウスあい	0円
愛媛県森林組合連合会	えひめ森林公園	22 ,663 ,000円
愛媛県営住宅管理グループ	愛媛県中予地方局管内県営 住宅	160 ,917 ,000円
財団法人 えひめ産業振興財団	 テクノプラザ愛媛 	64 ,932 ,000円
ıı ıı	愛媛県産業情報センター	21 822 000円
愛媛県物産観光センター管 理コンソーシアム	愛媛県物産観光センター	20 434 000円

○公表第4号

地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第199 条第9項の規定により、監査の結果を次のとおり公表する。

平成24年 1 月27日

愛媛県監査委員	和	氣	政	次
同	本	宮		勇
同	赤	松	泰	伸
	ш			÷Γ

	監査	対象機関		監 査 年 月 日
私	学	文 書	課	平成24年 1 月11日
子	育	て 支 援	課	ıı .
±	木	管 理	課	ıı .
建	築	住 宅	課	ıı .
南	予	地 方 局		
	健康	福祉環境	部	ıı .

(監査の結果)

平成22年度における、愛媛県私立学校運営費補助金、愛媛県子育て支援緊急対策事業費補助金、愛媛県建設業複業化推進事業費補助金、愛媛県建設業複業化推進事業費補助金、愛媛県中予地方局管内県営住宅の管理運営に関する指定管理業務及び愛媛県軽費老人ホーム事務費補助金について、法第199条第5項の規定による監査を実施したところ、おおむね良好であったが、次の事項が認められた。

社団法人愛媛県建設業協会西予支部に対する平成22年度における愛媛

県建設業複業化推進事業費補助金について、補助対象経費に補助対象外 経費を含めて算出したため、163 A29円が過大に交付されていた。

(十木管理課)

社会福祉法人伊方社会福祉協会に対する平成22年度における愛媛県軽費老人ホーム事務費補助金について、補助対象経費に補助対象外経費を含めて算出したため、149,000円が過大に交付されていた。

(南予地方局 健康福祉環境部)

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第6号

不在者投票のできる施設の指定(平成22年 2 月愛媛県選挙管理委員会告示第 9 号)の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。 平成24年 1 月27日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後 改 正 前

1~3 省略

4 身体障害者支援施設

名 称	所	在	地	指定年月日
省略				
指定障害者支援施設	省略			
しげのぶ清流園				
社会福祉法人三恵会	東温市	則之内	甲 2819	平成24年1月27日
障害者支援施設三恵				
$\underline{\pi - \Delta}$				

1~3 省略

4 身体障害者支援施設

名	称	所	在	地	指定年月日
省略					
指定障害	者支援施設	省略			
しげのぶぇ	青流園				
社会福祉	去人三恵会	東温市	松瀬川	<u> Z1020</u>	平成22年10月15日
身体障害	<u>者療護施設</u>	<u>- 74</u>			
三恵ホーム	<u> </u>				

5 省略

5 省略

公営企業公告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。 平成24年1月27日

愛媛県立中央病院長

梶 原 眞 人

- 1 入札に付する事項
- (1) 件名

感染性廃棄物処分業務の委託

- (2) 委託業務名及び予定数量 感染性廃棄物処分業務:約4,500,000リットル
- (3) 委託業務の内容等 入札説明書及び仕様書等による。
- (4) 委託期間

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

(5) 委託業務の履行場所 松山市及び近隣市町にある処理施設に限る。

(6) 入札方法

入札金額は、1リットル当たりの単価を記載すること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パ-セントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、営業種別「その他」について平成23・24・ 25年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有す ると認められた業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規 定に該当しない者であること。
- (2) 委託業務と同程度の業務の実績を有し、委託業務について、適切かつ迅速に履行し得る体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 関札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場 所及び問い合わせ先

愛媛県立中央病院事務局総務課会計係 〒790 0024

愛媛県松山市春日町83番地

電話 (089)947 1111 内線 2228

(2) 入札書の受領期限

平成24年3月8日(木)午後1時50分

(3) 入札説明書の交付等

ア 交付期間

平成24年1月27日(金)から2月24日(金)までの執務時間中(月曜日から金曜日まで(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までをいう。)

イ 交付方法

(1)に掲げる場所で交付する。

(4) 開札の日時及び場所

平成24年3月8日(木)午後1時50分

愛媛県立中央病院 東洋医学研究所 1階 会議室

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

愛媛県公営企業会計規程(昭和46年愛媛県公営企業管理規程 第9号)第176条において例によることとされる愛媛県会計規 則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規 定による。

(3) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した業務を履行できることを証明する書類を、平成24年2月24日(金)までの執務時間中に3(1)に掲げる場所に提出しなければならない。

なお、愛媛県立中央病院長から当該書類の内容に関し説明 を求められた場合は、これに応じなければならない。

- イ 入札書は、封入して、受領期限までに提出しなければならない。
- (4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に 求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効 とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を履行できると愛媛県立中央病院長が 判断した入札者であって、愛媛県公営企業会計規程第176条に おいて例によることとされる愛媛県会計規則第133条の規定に 基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもっ て有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

- 5 Summary
- (1) Nature and quantity of the service to be rendered: Disposal

of Infectious Waste for Ehime Prefectural Central Hospital, approximately 4,500,000 liters

- (2) Time limit of tender: 1:50 p.m., 8 March 2012
- (3) For further information , please contact: Accounting Section , General Affairs Division , Secretariat , Ehime Prefectural Central Hospital , 83 Kasugamachi , Matsuyama , Ehime 790 0024 Japan

TEL 089 947 1111 Ext 2228

〇公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成24年 1 月27日

愛媛県立中央病院長

梶 原 眞 人

- 1 入札に付する事項
- (1) 件名

重油の購入

(2) 購入物品名及び予定数量 重油(JIS K2205 1種2号) 約619,000リットル

- (3) 購入物品の内容等 入札説明書による。
- (4) 納入期間

平成24年4月1日から平成24年9月30日まで

(5) 納入場所 愛媛県立中央病院

(6) 入札方法

入札金額は、1リットル当たりの単価を記載すること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パ-セントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、営業種別「石油燃料類」について、平成23・24・25年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当する者。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規 定に該当しない者であること。
- (2) 納入期間中に確実に納入できる体制が整備されていることを 証明した者であること。
- (3) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- 3 入札書の提出場所等
- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場 所及び問い合わせ先

愛媛県立中央病院事務局総務課会計係

〒790 0024

愛媛県松山市春日町83番地

電話 (089)947 1111 内線 2228

(2) 入札書の受領期限

平成24年 3 月26日 (月)午後 1 時30分

(3) 入札説明書の交付等

ア 交付期間

平成24年1月27日(金)から3月7日(水)までの執務時 間中(月曜日から金曜日まで(国民の祝日に関する法律(昭 和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前8時 30分から午後5時15分までをいう。以下同じ。)

イ 交付方法

(1)に掲げる場所で交付する。

平成24年 1 月27日

(4) 開札の日時及び場所

平成24年3月26日(月)午後1時30分

愛媛県立中央病院 東洋医学研究所 1階 会議室

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

愛媛県公営企業会計規程(昭和46年愛媛県公営企業管理規程 第9号)第176条において例によることとされる愛媛県会計規 則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規 定による。

(3) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示し た物品を納入できることを証明する書類を平成24年3月7日 (水)までの執務時間中に3(1)に掲げる場所に提出しなけれ ばならない。

なお、愛媛県立中央病院長から当該書類の内容に関し説明 を求められた場合は、これに応じなければならない。

イ 入札書は、封入して、受領期限までに提出しなければなら ない。

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に 求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効 とする。

(5) 契約書作成の要否

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると愛媛県立中央病院長が 判断した入札者であって、愛媛県公営企業会計規程第176条に おいて例によることとされる愛媛県会計規則第133条の規定に 基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもっ て有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be purchased: Heavy Oil (JIS K2205 class 1 No 2) approximately 619 ,000 liters
- (2) Time limit of tender: 1:30 p.m., 26 March 2012
- (3) For further information , please contact: Accounting Section , General Affairs Division, Secretariat, Ehime Prefectural Central Hospital, 83 Kasugamachi, Matsuyama, Ehime 790 0024 Japan

TEL 089 947 1111 Ext 2228

正 誤

〇正 誤

平成22年7月6日付け第2181号愛媛県公安委員会規則第7号(愛 媛県暴力団排除条例施行規則)中

ページ	箇	所	誤	正
478	第2条 中	第2項	口答	口頭

平成24年1月27日 発行